

尾鷲市分別収集計画

(十訂版)

令和 4 年 5 月

環 境 課

尾鷲市分別収集計画

令和 4 年 5 月 24 日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市の最終処分場は平成 11 年より休止の状態にも係わらず、改修および次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ・資源プラスチック類を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	410 t	404 t	396 t	389 t	382 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

○環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

○過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街及びスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

○販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(本市では、レジ袋の有料化を平成21年9月より3社9店舗で実施、又、平成25年度4月より、可燃ごみの有料袋制度を実施している。)

○リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該
容器包装廃棄物の収集に係る分別区分

(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化等を総合的に勘案し、分別
収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、
収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器	缶 (飲料缶・空き缶)
主として ガラス製の 無色のガラス製容器 容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん (無色・茶色・その他)
主として紙製の容器であって飲料を充て んするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されて いるものを除く。例 酒類の紙パック等)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって 上記以外のもの	飲料用紙パック・段ボール 以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするた めのもの。	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であ って上記以外のもの。	白色の発泡スチロール製 食品トレイ (以下「白色ト レイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ 以外のプラスチック製容 器包装 (以下「資源プラス チック類」と表記)

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール缶 (飲料、空き缶)	50 t	49 t	48 t	47 t	46 t
アルミ缶 (飲料、空き缶)	2 t	2 t	2 t	2 t	2 t
無色の ガラス製容器	(合計) 42 t	(合計) 42 t	(合計) 41 t	(合計) 41 t	(合計) 40 t
	(引取量) 42 t (独自処理量) t	(引取量) 42 t (独自処理量) t	(引取量) 41 t (独自処理量) t	(引取量) 41 t (独自処理量) t	(引取量) 40 t (独自処理量) t
茶色の ガラス製容器	(合計) 42 t	(合計) 42 t	(合計) 42 t	(合計) 41 t	(合計) 41 t
	(引取量) 42 t (独自処理量) t	(引取量) 42 t (独自処理量) t	(引取量) 42 t (独自処理量) t	(引取量) 41 t (独自処理量) t	(引取量) 41 t (独自処理量) t
その他の ガラス製容器	(合計) 18 t	(合計) 18 t	(合計) 17 t	(合計) 17 t	(合計) 17 t
	(引取量) 18 t (独自処理量) t	(引取量) 18 t (独自処理量) t	(引取量) 17 t (独自処理量) t	(引取量) 17 t (独自処理量) t	(引取量) 17 t (独自処理量) t
段ボール	108 t	106 t	104 t	102 t	100 t
紙パック	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主として 紙製容器 包装であっ て上記以外 のもの	(合計) 12 t	(合計) 12 t	(合計) 12 t	(合計) 12 t	(合計) 12 t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) 12 t	(独自処理量) 12 t	(独自処理量) 12 t	(独自処理量) 12 t	(独自処理量) 12 t
ペットボトル	(合計) 27 t	(合計) 27 t	(合計) 27 t	(合計) 27 t	(合計) 27 t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) 27 t	(独自処理量) 27 t	(独自処理量) 27 t	(独自処理量) 27 t	(独自処理量) 27 t
白色トレイ	(合計) 1 t	(合計) 1 t	(合計) 1 t	(合計) 1 t	(合計) 1 t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) 1 t	(独自処理量) 1 t	(独自処理量) 1 t	(独自処理量) 1 t	(独自処理量) 1 t
資源 プラスチック 類	(合計) 105 t	(合計) 102 t	(合計) 99 t	(合計) 96 t	(合計) 93 t
	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t	(引取量) t
	(独自処理量) 105 t	(独自処理量) 102 t	(独自処理量) 99 t	(独自処理量) 96 t	(独自処理量) 93 t

※引取量・・・指定法人又は認定特定事業者への委託量

独自処理量・・・本市直接契約業者（地元業者等）への搬出量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合

物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する
主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

- 特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率
(人口変動率は尾鷲市一般廃棄物処理基本計画に計上されてい
る人口推計とする。)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
15,978人 (対前年度比)	15,674人 (対前年度比)	15,376人 (対前年度比)	15,084人 (対前年度比)	14,798人 (対前年度比)
98.1%	98.1%	98.1%	98.1%	98.1%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、自治会等の登録団体による集団回収が進んでいる古紙等資源集団回収団体奨励金の交付を奨励している。対象物は新聞紙・雑誌・段ボール及びチラシ類などの古紙類（本計画の該当物は段ボールのみ）であり、回収重量1kg当たり5円の奨励金を交付する。今後も引き続き集団回収団体が分別収集を実施することを推進する。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集初年度より、ペットボトルは、本市清掃工場にて選別・圧縮し、一次保管をしている。白色トレイに関して、平成21年度よりインゴット処理し、製品とし保管。また、上記以外の分別基準適合物等については、同清掃工場のストックヤード等に保管、若しくは中間処理業者等へ直接搬入をしている。当面、増設等はなく、現状の既存の施設で行う。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・分別収集・選別保管にかかる作業効率及び経費の把握に努め、毎年度、検討を行い必要な措置を講じる。

13. その他

1. 容器包装基準適合物の処理について

本計画の容器包装基準適合物の処理のうち、指定法人への引渡はガラス製容器包装（無色ビン・茶色ビン・その他ビン）のみで、その他のものについては独自処理とし、適正な処理（国内での資源化（マテリアルリサイクル等））を原則に、地元事業者の有償取引を行っている。

2. 災害（緊急）時における処理について

災害時においては尾鷲市災害廃棄物処理計画に基づき、速やかに実行する。また、処理施設の災害・事故等が発生し、処理が不可能の場合、若しくは処理能力超の受入が発生し、本市の処理場にて処理ができなくなった場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定等により、県内の市町或いは民間業者に処理を依頼することがある。